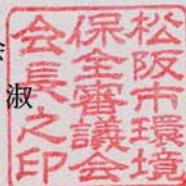


平成22年5月14日

松阪市長 山 中 光 茂 様

松阪市環境保全審議会

会長 朴 恵 淑



C E F 松阪飯南ウインドファームについて（答申）

平成20年8月8日付け08松環第803号で諮問がありました、C E F 松阪飯南ウインドファームの事業計画について調査及び審議をした結果、下記のとおり答申します。

記

- (1) クリーンエナジーファクトリー株式会社から提出された「環境影響評価準備書」並びに「環境影響評価書」を科学的な見地から調査・審議を行った結果、現行の環境影響評価の仕組みや現在の環境影響評価技術の点から、その調査結果について妥当であると判断した。
- (2) しかしながら、事業計画について、審議終了時点で当初提出された計画から変更されることにより、調査結果に懸念が残されていることも事実である。審議会としては、変更後の計画は変更前よりも事業規模が縮小されている点を考慮し、環境影響評価書の審議の見直しは行わないが、計画の変更に伴うことにより生じる環境的、社会的な影響に留意するなど、企業の社会的な責任を遵守することを事業者に対し要請する。
- (3) また、クマタカの飛翔について混み合っている周辺に建設を予定されているため細心の注意を払うとともに、758m離れたところには民家が存在することから騒音についても住民に十分な説明を行うことを事業者に対し要請する。
- (4) さらに、現在の社会的動向を踏まえると、環境影響評価に係る手法及び調査対象は、技術的な開発も含め、より精細な調査方法が進展していくことが十分に予測される。その点について、本審議会は社会的な要請を常に反映させる努力を事業者に対し要請する。
- (5) 事業の計画にあたっては、物理的・精神的な面も含めて、地域住民の安全と安心を第一に考えた上での必要措置が執られることを本審議会は事業者に対して要請する。
- (6) 松阪市白猪山においては、本答申のクリーンエナジーファクトリー株式会社以外に、もう1社が同様の事業を計画しており、すでに審議会の答申が出されている。これにより両社の事業計画地が重複する地域があり、本審議会としては、松阪市白猪山において2社が同時に事業を計画することについて、環境保全の見地から大きな懸念を抱いている。ただし、その懸念を、科学的な見地から検証し、評価することは困難である。また、その懸念を具体的に議論し、検証することは、本審議会に求められた審議内容（諮問）の



範囲を超えるものであると認識した上で、各事業者の道義的な配慮を促し、地元住民からの信頼を維持することなど、本審議会は松阪市に対して問題を指摘することに留まらざるを得ない。そこで、2社が同時に開発を行う可能性も想定し、本審議会は松阪市に対し、下記の5原則を踏まえ、事業者の計画が慎重に進められるように配慮することを要請する。

① 県と市の条例の補完原則

1社単独であれば県条例に定める開発規模は超えないが、2社同時に開発を行う場合は、その規模を超えてしまう。今後、市としてもその点を十分考慮すること。

② 戦略的環境保全原則

相互の事業の複合的な影響を科学的に考慮すること。

生物多様性、自然環境、生活環境の保全と持続的な発展を前提とした効率性を重視すること。

③ 事業の公共性原則

公益事業体としての公益性を重視すること。

住民の安全性と安心性を重視すること。

④ 市場競争原則

事業者間でイコールフッティング（競争条件の公平性）が達成されていることを確認すること。

⑤ 合意形成原則

地元住民の信頼と納得を十分に得ているかという視点を尊重すること。

以上